

地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための
公職選挙法の改正を求める意見書

平成 12 年に地方分権一括法が施行されて以降、国と地方は対等、協力の関係へと大きく転換し、地方の自主性、自立性が高まるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、地方政治の責任は一層重くなっている。

このような中、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、地方公共団体の長の選挙については、平成 19 年の公職選挙法改正により、候補者の選挙運動のためのビラを頒布することが可能となり、地方選挙におけるマニフェスト型選挙の実現に向け、一定の進展が見られた。しかし、二代表制の一翼を担う地方議会の議員の選挙については、いまだ禁じられており、候補者の政策等を知る手段が十分とは言えない状況にある。

また、現在はすべての選挙において禁じられている選挙運動へのウェブサイトの利用については、本年 7 月の参議院議員通常選挙を前に、その解禁等を内容とする公職選挙法の一部改正案が提出されたものの成立には至っていない。ウェブサイトは、今や、情報を得るために最も身近な手段の一つになっており、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実等を図るため、速やかな選挙運動への解禁が求められている。

よって、国におかれては、平成 23 年の統一地方選挙が執行されるまでに所要の法改正を行い、下記の事項を実現されるよう強く要請する。

記

- 1 地方公共団体の議員の選挙においてのみ制限されている事項を見直し、候補者の政策等を知る機会を拡充すること。
- 2 地方公共団体の長及び議員の選挙において、ウェブサイトを選挙運動に利用できるようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 10 月 8 日

熊 本 県 議 会 議 長 小 杉 直

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	片 山 善 博 様